

「学校危機対応演習資料」

平成23年6月

山口県教育委員会

目次

○ 演習資料の活用について・・・P 1

【生徒指導上の課題への対応】（平成22年12月、平成23年1月配付）

- ① いじめⅠ・・・P 2～P 4
- ② いじめⅡ・・・P 5～P 7
- ③ ネットいじめ・・・P 8～P10
- ④ 対教師暴力・・・P11～P13
- ⑤ 児童虐待・・・P14～P16
- ⑥ 自殺予告・・・P17～P19

【事件・事故等への対応】（平成23年4月配付）

- ⑦ 交通重大事故・・・P20～P22
- ⑧ 不審者の侵入・・・P23～P25
- ⑨ 爆破国の脅迫電話・・・P26～P28
- ⑩ 部活動での事故・・・P29～P31

【災害等への対応】（平成23年6月配付）

- ⑪ 風水害・土砂災害・・・P32～P34
- ⑫ 地震・・・P35～P37

演習資料の活用について

1 ねらい

この演習資料は、危機発生時の組織的な初動・初期対応など学校における危機対応力の一層の向上を図るとともに、教職員の危機管理意識を高め、課題発生を未然に防止することを目的としています。

具体的な事案を取り上げ、実践的な演習資料にしています。また、研修等において活用できる「進行役用資料」を添付しています。

教職員が積極的に話し合う事により、話しやすい雰囲気や一体感を醸成し、協働性や同僚性が高まることもめざしています。

2 進行

(1) 進行

進行は教頭等が行います。

進行役は、事前に別添「進行役用資料」を確認して、進めてください。

進行については、以下を参考にしてください。

当日朝など、事前に先生方にワークシートを配付しておく。

開始にあたり、5人程度のグループを作り、グループの司会を決めておく。

進行役が「進行役用資料」のねらいを読んで全員で確認する。

進行役が事案を読み、進行役用資料の導入部分を話す。

(1)・(2)について、各自で考え、記入した後、グループで協議する。

(1)・(2)について、2グループ程度発表する。

(3)については、対応項目を考え、記入した後、グループで協議する。

まとめとして、進行役は、「進行役用資料」と「実践事例」を配付し、全体の流れを全員で振り返ってみる。

事案によっては、(3)が対応項目となっていない場合もあります

(2) 時間配分

以下の時間配分を目安に、学校の実情にあわせて時間を設定、実施してください。

導入		ねらいの確認	5分				
展開	(1)・(2)	項目・対応記入	10分	協議	10分	発表	5分
	(3)	項目等記入	3分	協議	3分		
まとめ		振り返り	4分				

40分での実施を考えて、時間配分をしています。

3 備考

全校種に対応できるように、校種・学年は記載しておりませんので、適宜補ってください。

基本的な事案を想定し作成しておりますので、学校の実態等により事案を工夫した演習も考えられます。

研修終了後に、学年会等で過去に経験した困難事例について話し合いを行うことなども、研修がさらに深まる方法です。

全教職員での実施以外に、学年会やPTA研修会、地区生徒指導主任会議等での活用なども考えられます。

演習 いじめ対応

ね
ら
い

ある程度、状況がつかめているいじめ事案について、学校としてすぐに取り組みことや状況が明確になったときの対応について、演習を通して考え、教職員の危機対応力を高めましょう。

児童生徒・保護者の立場に立ち、早い段階から保護者と連携して信頼関係を築くことが、その後の対応にとっても大切であることを学びましょう。

事案発生後は、全教職員が協働して課題解決に当たる必要があるため、何でも話することができる関係を築く大切さを確認しましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

いじめは、どの学校でも起こり得るとい認識のもと、「いじめは重大な人権侵害である」「いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である」と意識して取り組みましょう。

(2) 展開

保護者から連絡を受けた直後の的確な対応が重要です。「報・連・相」や「連携」をキーワードに対応を考えましょう。

いじめを受けた児童生徒やその保護者の立場に立った対応を考えましょう。

いじめの対応として、以下の点が必要であることを確認しましょう。

- ・管理職への報告・連絡・相談
- ・被害児童生徒の保護者との連携
- ・関係者が集まり状況整理と対応協議
- ・被害児童生徒からの聴き取り
- ・加害児童生徒からの聴き取り 等

本演習では、積極的な協議により、よりよい対応を考えていくことが大切です。進行役は、話し合いが活発に行われるように、支援しましょう。

(3) 振り返り

いじめの対応では、以下の点が大切であることを確認しましょう。

- ・早めに管理職等に報告して組織で対応すること
- ・被害児童生徒の保護者と緊密に連携しながら対応すること

2 留意点

(1) 事案が発生した場合、担任一人が抱え込んで対応しようとせず、早めに管理職や生徒指導主任等に相談して、組織で対応するようにしましょう。

(2) Aさんから話を聴く場合は、学校全体で本人を守ることを伝え、安心して話ができる雰囲気をつくりましょう。

(3) C・D・Eさんに聴き取りをして、事実を認めなかった場合は、まず、周囲の児童生徒からの聴き取りを行い、事実を明らかにするようにしましょう。また、AさんやAさんの保護者が訴えている内容を伝え、Aさんの辛さが十分理解できるように話をしましょう。

(4) C・D・Eさんの保護者には、Aさんが精神的な苦痛を受けていることを丁寧に伝えるとともに、いじめの定義やC・D・Eさんの反省状況についてもきちんと説明して、十分な理解を得た上で、謝罪等の今後のAさんへの対応や再発防止について相談することが必要です。

本事案は学級崩壊が背景にあります

学級の秩序が乱れている場合、いじめの発生割合が高く、いじめの発見も難しいと言われています。学級目標の設定やAFPYを取り入れた人間関係づくり等に取り組み、常に子ども同士が良好な人間関係を保ち、ルールを守り、「心の居場所」となるような学級づくりに努めましょう。

3 参考

- (1) 未然防止として、以下の点が大切です。
- ・教育活動全体を通して、心の教育の充実を図る中で、規範意識を醸成する。
 - ・教職員一人ひとりが、児童生徒の心の変化を敏感に感じ取り、変化を見逃さないようにする。
 - ・「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進し、互いに支え合う集団をつくる。
- (2) 日頃から定期的なアンケートや教育相談等により、児童生徒の不安や悩みを早期に把握するようにしましょう。
- (3) いじめの背景には、加害者のもつ様々なストレスも想定されることから、加害者の心のケアが必要な場合もあります

演習①「いじめ対応Ⅰ」

ある学級では、先月頃から、学級内の子どもたちの落ち着きやまとまりがなくなって、授業が成立し難い状態になっています。このような状態のときには、いじめが起きることが多い傾向があると理解していた担任は、学級内でいじめが起これないように、朝の会や帰りの会で、友達と仲よくすることの大切さについて話をしました。

そのような中、今日の午前中、Aさんの母親から「Aが最近、朝、学校に行くのをいやがるのでおかしいなと思っていたら、今朝、Aを誘いに来た友達のBさんが、学校でAがC・D・Eさんから嫌なことを命令されて、そのとおりにしないと殴られている、と話してくれました。」という連絡がありました。

(1) 連絡を受けた当日、担任としてどのようなことをしますか、2点教えてください。

①	
②	

(2) 上記の後、すぐに、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具 体 的 内 容

(3) その後、事案の解決に向けて、どのような対応をしますか。

対 応 項 目

演習①「いじめ対応Ⅰ」の実践例（X校の場合）

ある学級では、先月頃から、学級内の子どもたちの落ち着きやまとまりがなくなって、授業が成立し難い状態になっています。このような状態のときには、いじめが起きることが多い傾向があると理解していた担任は、学級内でいじめが起これないように、朝の会や帰りの会で、友達と仲よくすることの大切さについて話をしました。

そのような中、今日の午前中、Aさんの母親から「Aが最近、朝、学校に行くのをいやがるのでおかしいなと思っていたら、今朝、Aを誘いに来た友達のBさんが、学校でAがC・D・Eさんから嫌なことを命令されて、そのとおりにしないと殴られている、と話してくれました。」という連絡がありました。

(1) 連絡を受けた当日、担任としてどのようなことをしますか、2点教えてください。

①	管理職、学年主任、生徒指導主任にAさんや学級の様子などを報告し、相談する。
②	担任は、Aさんの保護者に連絡し、家庭訪問もしくは保護者来校により、学年主任等と一緒に面会して、詳しい話を聞くとともに、全力を挙げて対応する旨を伝え、保護者の意向を確認する。 ※以降、Aさんの保護者とは緊密に連携しながら取り組む

(2) 上記の後、すぐに、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容
関係者会議①	○ 管理職、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、部活動顧問、担任など関係者で状況を整理・共有し、対応策について話し合う。
Aさんからの聴き取り	○ 担任などAさんと信頼関係のある教員が対応し、静かな場所で話しやすい雰囲気をつくる。 ○ 本人を守ることを約束し、共感的に話を聴く。
Bさんからの聴き取り	○ 担任など信頼関係のある教員が対応し、Bさんが話してくれたことへの感謝の気持ちをしっかり伝える。 ○ 本人を守ることを約束し、共感的に話を聴く。
関係者会議②	○ 以上の聴き取りから状況を整理し、今後の対応策を決める。

(3) その後、事案の解決に向けて、どのような対応をしますか。

対応項目
職員会議か職員朝礼で、いじめ事案についての共通理解と組織対応の確認
C・D・Eさんからの聴き取りによる事実確認と指導
C・D・Eさんの保護者への事実関係等についての丁寧な説明と、今後の連携
C・D・EさんのAさんへの謝罪の場の設定
AさんのケアとAさんの保護者との連携
学級、学年への再発防止に向けた指導

ね
ら
い

いじめかどうか特定しにくい場合の対応について、演習を通して理解し、教職員の危機対応力を高めましょう。

児童生徒の様子がいつもと違う場合は、早めに周りの教職員や保護者と連携して、学校や家庭で注意深く観察し、互いに情報を共有することが大切であることを学びましょう。

いじめの有無が明確になっていない場合の、児童生徒からの聴き取り方などについて、確認しましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

いじめは、同じ学級で、仲の良い者同士の間で起こることもあります。その場合、いじめが特定しにくいことが多いようです。そのような場合の対応について考えましょう。

(2) 展開

児童生徒のことで、気になることがある場合は、以下の対応が必要であることを確認しましょう。

- ・周りの教職員への相談
- ・関係者が集まり、人間関係のトラブルやいじめ等を想定し、対応を協議
- ・気になる児童生徒の保護者との連携
- ・気になる児童生徒からの聴き取り
- ・気になる児童生徒の友達からの聴き取り 等

(3)では、「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得ることを認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めることが大切です。そこで、日常的に行う、いじめの実態把握に向けた取組を3点記入しましょう。」と指示してください。

進行役は、話し合いが活発に行われるように、支援しましょう。

(3) 振り返り

日頃から以下のような対応を行うことが必要であるが、いじめが特定しにくい場合には、より一層意識して取り組むことが大切であることを確認しましょう。

- ・児童生徒の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応すること
- ・教職員間や、学校と家庭がしっかり情報連携すること

- ・関係者からの聴き取りは、聴き方に留意し、行動や思いを十分聴き取ること

2 留意点

- (1) Aさんに聴き取りをした際、悪口や仲間外れ等、いじめを受けた事実について話さない場合は、家庭と連携して、学校全体で継続的に観察し、Aさんを支援しながら、常に情報を共有できる体制を整えておきましょう。
- (2) B・C・Dさんにいじめの事実について確認する場合、「あなたは、Aさんはいじめましたか？」という尋ね方をするのではなく、Aさんに対して、具体的にどのようなことを言ったり行ったりしたかを聴き取りましょう。
- (3) B・C・Dさんや周囲の児童生徒から状況を聴き取っても、いじめの事実が確認できない場合は、Aさんの保護者と連携しながら、全校体制で、継続的にAさんへの見守りや声かけを行い、教職員がAさんの支えとなるよう支援しましょう。
- (4) 学校と保護者との間で意思疎通等がうまくいかず、トラブルになりそうなきには、早めに教育委員会に相談して連携して対応することが大切です。

3 参考

発達障害等の状態を示す児童生徒の中にはいじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合がありますので、必要に応じて地域コーディネーター等の協力を求めることもできます。また、学年会や校内委員会等で教職員の共通理解を図り、早期に支援するなど、日頃から、学校全体で人権教育や特別支援教育を推進することが大変重要です。

演習②「いじめ対応Ⅱ」

ある学級のAさんは、明るく素直な性格ですが、長時間じっとしていることができず、突然大声で発言することがよくあります。学級内には、B・C・Dさんなど仲の良い友達もおり、元気に登校していました。

ところが、最近Aさんの元気がなく、今週には、仲が良いと思っていたAさんとB・C・Dさんとの言い争いが連続してありました。Aさんから話を聞くと、イライラしていたと言うのです。B・C・Dさんに聞くと、Aさんがちょっとしたことですぐ怒って文句を言ってくると言い、原因がどちらにあるのかわかりません。AさんとB・C・Dさんの間にこれまでと違う雰囲気を感じます。

(1) 学級担任として、まず、どのようなことをしますか。

--

(2) 学校としてすぐにどのような対応をしますか。

対応項目	具 体 的 内 容

※ 事案内容が明確になった場合、解決に向けての対応は、演習①を参照しましょう。

「問題行動等対応マニュアル」を参照

(3) いじめの実態把握に向け、日常的に行う取組を3点記入しましょう

対 応 内 容	
①	
②	
③	

演習②「いじめ対応Ⅱ」の実践例（Y校の場合）

ある学級のAさんは、明るく素直な性格ですが、長時間じっとしていることができず、突然大声で発言することがよくあります。学級内には、B・C・Dさんなど仲の良い友達もおり、元気に登校していました。

ところが、最近Aさんの元気がなく、今週には、仲が良いと思っていたAさんとB・C・Dさんとの言い争いが連続してありました。Aさんから話を聞くと、イライラしていたと言うのです。B・C・Dさんに聞くと、Aさんがちょっとしたことですぐ怒って文句を言ってくると言い、原因がどちらにあるのかわかりません。AさんとB・C・Dさんの間にこれまでと違う雰囲気を感じます。

(1) 学級担任として、まず、どのようなことをしますか。

- 学年主任や生徒指導主任などに現状を報告し、相談する。

(2) 学校としてすぐにどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容
関係者会議①	○ 生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、部活動顧問、担任など関係者で状況を整理・共有し、人間関係のトラブルやいじめを想定した上で、対応策について話し合う。
Aさんの保護者との連携	○ 担任が、Aさんの保護者に、最近のAさんの学校での様子について話し、家庭での様子や感じていることなどについて聴き取る。 ※以降、Aさんの保護者とは緊密に連携しながら取り組む
Aさんからの聴き取り	○ Aさんが落ち着いているときに、担任など信頼関係のある教員が本人を守ることを約束し、共感的に理解しながら、友達との関係などについて聴き取る。
B・C・Dさんからの聴き取り	○ 異なる場所で、同時進行で個別に話を聴く。
関係者会議②	○ いじめの有無により、必要に応じて、管理職を交え、再度関係者で、情報を集約・整理し、今後の対応策について話し合う。

※ 事案内容が明確になった場合、解決に向けての対応は、演習①を参照しましょう。

「問題行動等対応マニュアル」を参照

(3) いじめの実態把握に向け、日常的に行う取組を3点記入しましょう

対応内容	
①	児童生徒にしっかりと寄り添い、授業時間はもとより、休み時間や給食の時間、清掃活動などを含め、日常の行動を注意深く観察する。
②	アンケート調査（生活調査等）を実施するとともに、それをもとにした個別教育相談により、直接児童生徒と面談する機会を設け、適切に支援する。
③	保護者と緊密に情報連携を図る。

演習 ネット上のいじめ（40分）

ね
ら
い

ネットによる加害者の特定が難しいいじめ事案への対応について、演習を通して理解し、教職員の危機対応力を高めましょう。

保護者と連携して、被害児童生徒のプライバシーや人権を守りながら対応することが大切であることを確認しましょう。

再発防止に向けた、全校児童生徒への具体的な指導内容について、確認しましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

ネット上のいじめは、加害者の特定が難しく、被害者の不安感や孤立感がとても大きいので、被害者の心のケアをしながら、迅速に対応することを心がけましょう。

(2) 展開

Aさんから相談を受けた担任は、「報・連・相」と「事実確認」と「心のケア」をキーワードに対応を考えましょう。

学校での対応では解決が難しい場合には、早めに関係機関と連携して対応するようにしましょう。

(3)では、再発防止に向けて、日常的に行う、具体的な取組を記入するよう指示してください。

(3) 振り返り

ネット上のいじめの対応では、以下の点が大切であることを確認しましょう。

- ・本人が、校内でも、さまざまないじめを受けている可能性があるという視点を持ち、学校全体で見守る体制を築くこと
- ・全校体制で、未然防止・再発防止に向けた積極的な取組を行うこと

2 留意点

(1) Aさんから相談を受けた担任は、Aさんの保護者との連携や学校全体で対応することをAさんに確認しましょう。

(2) Aさんから聴き取りをする際は、書き込みを知ったきっかけ、書き込みの回数、心当たり、保護者への相談の有無、人間関係で気になることなどについて確認しましょう。

(3) 掲示板などの書き込みを確認するときは、ID等が必要な場合もあるため、AさんやAさんの保護者の協力を得ながら

行いましょう。また、本文の印刷や写真撮影をした後に、掲示板管理者へ削除を依頼しましょう。

(4) 事案によっては、早期に、子どもと親のサポートセンターのネットアドバイザーや、「学校と警察のネット問題連携対応システム」により、少年安全サポーターや各警察署の生活安全課と連携して対応しましょう。

(5) 書き込みの内容に、激しい誹謗中傷が見られるなど重篤な場合は、名誉毀損や侮辱罪に当たることも想定され、保護者から、警察への被害届の提出も考えられます。

(6) 再発防止に向けた、具体的な取組については、以下を参考にしましょう。

情報モラル教育

以下の「情報モラルに関する研修会」（県教育庁高校教育課主管）等の活用。

- ・サイバーセキュリティ・カレッジ（県警本部）
- ・山口県ケータイ安全教室（NTTドコモ中国）
- ・山口県ケータイ教室（KDDI）等

体験活動等を通じた人間関係づくり

AFPY等の活用による、学級や学年、部活動等の人間関係づくりの推進。

保護者への啓発や連携

フィルタリングの設定や家庭でのルール作り等による適切な使用の呼びかけやPTAとの共催による講習会の実施。

3 参考

家庭での携帯電話のルールの例

- ・ 食事中は利用しない
- ・ 学習中は利用しない
- ・ 深夜は利用しない
- ・ 他人を傷つけるような使い方をしない
- ・ ルールを破ったら使用を停止する 等

演習 「ネット上のいじめ」

今朝、学級のAさんから、「コミュニティサイトの掲示板を見ていたら、そこに、自分の悪口が書き込まれているのを見つけました。誰が書き込んだのか分からないし、どうすればいいでしょうか。」という相談が担任にありました。

(1) 相談を受けてすぐに、担任としてどのようなことをしますか、3点教えてください。

(2) 上記の後、すぐに、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的対応

必要に応じて、職員会議等を開催し、全教職員の共通理解と組織対応の確認等をする。

(3) 再発防止に向けた、具体的な取組を3点教えてください。

対応内容	

問題行動等対応マニュアル」を参照

演習 「ネット上のいじめ」の実践例（Z校の場合）

今朝、学級のAさんから、「コミュニティサイトの掲示板を見ていたら、そこに、自分の悪口が書き込まれているのを見つけました。誰が書き込んだのか分からないし、どうすればいいでしょうか。」という相談が担任にありました。

（１）相談を受けてすぐに、担任としてどのようなことをしますか、３点教えてください。

	生徒指導主任に報告、相談する。
	Aさんからの聴き取りを行い、書き込みの事実を確認する。
	養護教諭や教育相談担当等と連携して、Aさんの心のケアをする。

（２）上記の後、すぐに、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容
管理職への報告・相談	担任とともに、生徒指導主任が管理職に、本事案の内容を報告し、今後の対応について相談する。
Aさんの保護者との連携	Aさんの保護者に事実を伝え、Aさんの家庭での様子や感じていることについて聴き取り、今後、Aさんのプライバシーや人権に十分配慮して対応していくことを伝える。 以降、保護者とは緊密に連携しながら取り組む
関係者会議	管理職、生徒指導主任、学年主任、情報教育担当、担任など関係者で状況を整理・共有し、対応策について話し合う。
関係機関との連携	必要に応じて、子どもと親のサポートセンターや各警察署、法務局等の関係機関に相談する。

必要に応じて、職員会議等を開催し、全教職員の共通理解と組織対応の確認等をする。

（３）再発防止に向けた、具体的な取組項目を３点教えてください。

対応項目	
	情報モラル教育の実施
	体験活動を通じた人間関係づくりの実施
	ネット・ケータイ問題に対する保護者への啓発と、連携を図った取組

「問題行動等対応マニュアル」を参照

演習 対教師暴力（40分）

ねらい

児童生徒が教師に対して暴力行為を行った場合の対応を、演習を通して理解し、教職員の危機対応力を高めましょう。

加害児童生徒に対しては、複数の教職員で対応し、落ち着かせるとともに、教職員の安全にも十分留意することを確認しましょう。

日頃から児童生徒・保護者に寄り添い、信頼関係を築くよう心がけましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

暴力行為が発生した場合には、周囲の児童生徒や教職員の安全を第一に考えるとともに、「暴力は絶対に許されない」ということを意識して取り組みましょう。

(2) 展開

事案発生後、現場にいる教職員一人で対応しようとせず、複数で安全に留意しながら対応しましょう。

対教師暴力への対応として、以下の点が重要であることを確認しましょう。

- ・暴力行為の制止と児童生徒の興奮状態の鎮静化
- ・負傷者への対応
- ・管理職等への報告
- ・関係者からの聴取
- ・保護者との連携

(3) 振り返り

暴力行為発生直後の児童生徒への対応の仕方や未然防止・再発防止の取組等について確認しましょう。

2 留意点

- (1) 暴れ方が激しい場合は、複数の教職員で、本人及び周囲の安全を確保しましょう。
- (2) 負傷した場合は、必要に応じて救急車の手配を行い、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添いましょう。また、管理職へ状況を逐一報告するとともに、必要に応じて「診断書」を書いてもらっておきましょう。
- (3) 「教職員に骨折等が認められ、医療機関の受診が必要な場合」や「被害の程度にかかわらず、日常的に教職員の指導に

従わず、胸ぐらをつかむ、ものを投げる、殴る・蹴るなどの暴力行為が繰り返される場合」等、重大な事案では、警察と連携した対応が必要です。教育委員会と対応を協議しましょう。

【「学校から警察への連絡に関するガイドライン」参照】

- (4) 加害児童生徒の保護者への対応は、担任と管理職・生徒指導主任等の複数で行い、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への指導・支援の在り方について協議しましょう。

- (5) 状況次第では、保護者向け文書の作成や緊急保護者会の開催、また報道機関への対応が必要となることもあります。教育委員会と連携して対応しましょう。

【問題行動等対応マニュアル「緊急保護者会の開催」「重大事案発生時の報道機関への対応」参照】

- (6) 未然防止・再発防止に向けた取組については、以下を参考にしましょう。

教育活動全体を通して、心の教育の充実と規範意識の醸成を図る。

体験活動等を通じた人間関係づくりの実践。

少年サポートセンターや少年安全サポーター等との連携体制の強化。

3 参考

- (1) 少年サポートセンターは以下の3箇所にあります。

下関警察署内（西部）
警察本部少年課内（中部）
岩国警察署内（東部）

- (2) 少年安全サポーターは、岩国、周南、防府、山口、宇部、下関、萩を拠点に、児童生徒の問題行動に対する指導・助言等の活動を行っています。

演習 「対教師暴力」

あなたが教室で授業を行っていたところ、突然隣の教室の前の廊下から大きな声で口論が聞こえてきました。あなたは何かと思い廊下へ出てみると、隣の学級担任のA教諭とその学級のBさんがもみ合っていました。あなたが駆けつけようとしたその時、BさんはA教諭の腹部に膝蹴りをしました。A教諭はその場にうずくまり、苦しそうにしています。

(1) あなたはまずどのような対応をしますか、2点教えてください。

(2) その後、当日中に学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容

(3) 翌日以降、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目

「問題行動等対応マニュアル」を参照

演習 「対教師暴力」の実践例（X校の場合）

あなたが教室で授業を行っていたところ、突然隣の教室の前の廊下から大きな声で口論が聞こえてきました。あなたは何かと思い廊下へ出てみると、隣の学級担任のA教諭とその学級のBさんがもみ合っていました。あなたが駆けつけようとしたその時、BさんはA教諭の腹部に膝蹴りをしました。A教諭はその場にうずくまり、苦しそうにしています。

（１）あなたはまずどのような対応をしますか、２点答えてください。

	児童生徒に他の教職員を呼びに行くよう指示する。
	A教諭の安全を確保するとともに、穏やかに声かけを行うなどしてBさんを落ち着かせる。

（２）その後、当日中に学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容
Bさんへの対応	複数の教職員で落ち着かせ、別の場所へ移動させる。
管理職等への報告	校長、教頭、生徒指導主任、学年主任へ事案の報告をする。
A教諭の怪我の対応	養護教諭が応急処置し、経過を観察する。 必要に応じて病院で受診する。
関係者等からの聴取	複数の教職員でBさんから聴取を行う。 管理職がA教諭から聴取を行う。 現場にいた教職員や児童生徒から聴取を行う。
関係者会議	管理職、生徒指導主任、学年主任、担任等で行う。 ・ 関係者からの聴取をまとめ、事実関係の整理をする。 ・ 今後の対応方針や役割を確認する。
教育委員会への報告	必要に応じて集約した情報を報告する。
Bさんの保護者との連携	事実確認ができた段階で電話で概要を説明し、来校の依頼または、家庭訪問をする。 面会して、詳細に状況説明するとともに、今後の対応について協議をする。 以降、Bさんの保護者とは緊密に連携しながら再発防止に向けての取り組みを行う。
臨時職員会議	全教職員への周知と今後の対応方針や役割分担等の共通理解を図る。

（３）翌日以降、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目
再発防止に向けた全校体制での指導
教職員と児童生徒の一層の信頼関係の構築
少年安全サポーター等との連携の強化

「問題行動等対応マニュアル」を参照

演習 児童虐待（40分）

この項目は、児童生徒を「児童虐待防止法」の記載をふまえ、「児童」と表記しています

ね
ら
い

児童虐待は、「育児放棄（ネグレクト）」・「身体的虐待」・「心理的虐待」・「性的虐待」の4つに分類されますが、ここでは「育児放棄（ネグレクト）」や「身体的虐待」の疑いのある事案の初動対応について理解し、教職員の適切な対応力を高めましょう。

児童虐待は、児童の命や安全を第一に考え、児童にとって有害な行為かどうかにより判断し、疑わしい場合には通告することを確認しましょう。

虐待確認後は、全教職員が協働して児童のケアや保護者の支援に当たる必要があります。

1 展開上のポイント

(1) 導入

児童虐待は、保護者等から児童への一方的な行為です。教職員は、児童の状況を日々しっかりと把握し、命や安全を守るということを第一に対応を考えましょう。

(2) 展開

虐待の疑いを感じたら、すぐに生徒指導主任に相談することや校長に報告することが重要であることを確認します。

児童虐待の対応として、以下の点が必要なことを確認します。

- ・市町の福祉担当部局または児童相談所への通告
- ・教育委員会等との連携
- ・関係機関実施のケース会議への出席
- ・本人・保護者へのケアと支援

児童の虐待が疑われる場合は、市町の福祉担当部局や児童相談所への「通告」が義務付けられていることを確認しましょう。

(3) 振り返り

児童虐待の対応では、以下の点が大切であることを確認しましょう。

- ・児童をよく観察し、普段と違う様子がないかなどについて確認すること
- ・虐待が確認された場合は、継続的な支援を行うこと

2 留意点

(1) 新入生や転校生の場合は、前籍校(園)から直接情報を入手することも考えながら対応することが必要です。

(2) 保護者との信頼関係が崩れることを気にかけて、通告をためらうことのないようにしましょう。このため、管理職は児童の命や安全を第一に考え対応するとともに、家庭を継続的に支援していくという

姿勢で対応することが重要です。

(3) 通告は、各学校に既配付の山口県健康福祉部発行『みんなでネットワーク』にある通告書様式を活用しましょう。

(4) 児童が命にかかわる状況にあるなど、「いま危険がある」と判断した場合は、ためらわずに、まず管内の警察に直接通報することが重要です。

(5) 児童が学校で事情聴取されたことを保護者に話すことにより、保護者が児童相談所等からの指導を逃れるため、児童を連れて行方をくらますことも考えられるため、児童を帰宅させるかどうか、児童相談所等と連携して慎重に対応します。

(6) 市町の福祉担当部局や児童相談所は、通告後、48時間以内に児童の安全確認を行うので、要請があれば協力します。

3 参考

(1) 児童相談所は、原則として保護者の同意を得て児童の一時保護を実施しますが、同意が得られない場合には、所長の職務権限で保護を行うことがあります。

(2) 虐待を受けた児童が転校する場合は、転校先としっかりと連携して、転校後に再び虐待を受ける場合に、早期に発見できるように支援します。

(3) 虐待を受けた児童たちは、発育・発達の遅れなどの身体症状や、情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状が現れることがあります。このため、特別な支援等を要することもあります。

県内学校の児童虐待通告件数について

平成21年度山口県(通告件数：224件)

【224件の通告経路別の比率】 福祉事務所

学校等 26%	家族 18%	18%	警察 10%	その他 28%
------------	-----------	-----	-----------	------------

演習 「児童虐待」

2年生の担任になったあなたは、Aさんについて、1年時の担任から、「少しおどしたところがある子で、動作がゆっくりしているところがある」と聞いていました。

年度当初の朝、内科検診のため、教室から保健室に引率して行く途中、あなたは、Aさんの上着や髪の毛が汚れているのに気づき、注意して観察していたところ、上着を脱ぐと両上腕部に大きな打撲傷があることを見つけました。

(1) あなたは、すぐにどのような対応をしますか、3点教えてください。

(2) その後、当日中に学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容

(3) 虐待と確認された時、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目

「問題行動等対応マニュアル」を参照

演習 「児童虐待」の実践例(Y校の場合)

2年生の担任になったあなたは、Aさんについて、1年時の担任から、「少しおどおどしたところがある子で、動作がゆっくりしているところがある」と聞いていました。

年度当初の朝、内科検診のため、教室から保健室に引率して行く途中、あなたは、Aさんの上着や髪の毛が汚れているのに気づき、注意して観察していたところ、上着を脱ぐと両上腕部に大きな打撲傷があることを見つけました。

この項目は、児童生徒を「児童虐待防止法」の記載をふまえ、「児童」と表記しています

(1) あなたは、すぐにどのような対応をしますか、3点答えてください。

	Aさんの気持ちに配慮しながら、打撲傷について尋ねてみる。
	学校医、養護教諭等と連携し、服装等、打撲傷以外の身体状況について確認する。
	生徒指導主任や学年主任にAさんの状況を連絡するとともに、校長に報告する。

(2) その後、当日中に学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容
Aさんからの聴き取り	Aさんが話しやすい担任等の教員が、相談室等でAさんから打撲傷や家庭生活の話聞く。
関係者等の連携による情報収集	1年時の担任から、1年時の学校での様子や家庭の様子を聞く。 学校医やAさんが居住する地域の民生委員・児童委員とも情報を共有する。
関係者会議	校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談担当を中心に、児童に関係している教員による詳細な情報の連携と整理を行い、対応を協議する。 単なる打撲傷ではない、適切な衣食住の世話等がなされていないなどが疑われる場合は通告することを協議する。
報告	校長は、児童虐待の通告を行うことを教育委員会に報告する。
通告	校長は、速やかに市町の福祉担当部局もしくは児童相談所に通告する。

(3) 虐待と確認された時、学校としてどのような対応を行いますか。

対応項目
臨時職員会議を開催し、情報の共有と今後の支援等についての協議
通告後の関係機関への連携・協力
市町の福祉担当部局や児童相談所が実施するケース会議への出席
虐待を受けた児童の見守りと心のケアや学習等の支援
必要に応じた保護者への精神的なサポート等の支援

「問題行動等対応マニュアル」を参照

児童虐待防止法第6条（児童虐待に係る通告）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（児童とは18歳未満の子ども）

演習 自殺予告（40分）

ね
ら
い

自殺予告の手紙をいたずらと判断することなく、常に最悪の事態を想定しながら、慎重に対応することを確認しましょう。

児童生徒や保護者に事実を伝えるとともに、全教職員の組織的な対応や保護者との緊密な連携による見守りの強化など、的確な対応により児童生徒の命を守っていくことを共通理解しましょう。

自殺予告をきっかけに、校内の相談体制の一層の充実等を図り、児童生徒と信頼関係を深め、学校全体に互いに思いやる気持ちが行き渡って、よりよい人間関係が確立できるように努めましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

予告を真摯に捉え、「命を守ること」を最優先に、的確な対応に努めることを意識して取り組みましょう。

「誰が出したか」ではなく、自殺防止が第一の目的であることを共通理解しましょう。

(2) 展開

文字の特徴から、本人が特定できることもあります。ここでは特定できなかった場合の対応について考えてみましょう。

自殺予告の対応として以下の点などを確認します。

- ・教職員の緊急招集と情報共有
- ・教育委員会・警察等との連携
- ・全校児童生徒の見守りとハイリスクの児童生徒の選び出しと支援
- ・保護者との緊密な連携 等

(3) 振り返り

自殺予告への対応では、以下の点が大切であることを確認しましょう。

- ・常に最悪の事態を想定しながら、慎重に対応すること
- ・絶えず保護者と緊密に連携するとともに、一人ひとりがかげがえのない存在であることを、子どもたちに伝え続けること

2 留意点

(1) 筆跡の鑑定をする場合は、全ての児童生徒に可能性があると考えて、必ず全学年を対象とし、慎重に対応しましょう。

(2) 児童生徒に伝える場合には、一般的に命の大切さを訴えるより、「みんなが心配だ」、「大事に思っている」、「見守っ

ている」ことなどを伝えることが効果があります。

(3) 校内の危険な場所の施錠等の再点検や、自殺の可能性がなくなったと判断できるまで校内の巡回体制を強化・継続していくことが重要です。

(4) 家庭で少しでも気になることがある時は、必ず学校に連絡してもらうよう保護者に伝えておくことが重要です。

(5) 気になる児童生徒については、朝の会などで担任が表情や言動などに注意するとともに、授業等で接する教員が常に観察し、全教職員が情報を共有して、全校体制で支援しましょう。

(6) 警察による指紋の採取等も考えられるため、手紙はできるだけ触れずに、ビニール袋等に入れて保存しましょう。

3 参考

自殺未遂や自傷行為を経験した児童生徒は、今後も、自殺に及ぶ可能性が高いと考えて、見守りや相談体制を強化しましょう。

特に、そのような児童生徒から相談を受けた教職員は、児童生徒が自分を頼っていると考える

- ・叱責、助言、激励などを控え、相手の話を最後までしっかり聴く。
- ・言葉に出してとても心配していることを伝え、気持ちに寄り添っていく。
- ・危険だと判断したら、一人にしない。
- ・本人に伝えず、保護者と一緒に適切な助言をSCや関係機関に求める。

等が重要です。

子どもの自殺予防リーフレット(文部科学省)

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_csFiles/afieldfile/2009/04/13/1259190_12.pdf)

演習 「自殺予告」

昼前、校長宛に手書きの手紙が届きました。校長が開封したところ、「今の学級が大嫌いです。死んだほうがましです。前の学級に戻してくれないなら、近いうちに自殺します」と自殺予告の内容等が記されていました。

校長は、すぐに教頭・生徒指導主任と全学年主任に、手紙を見せました。

手紙の消印は本市の郵便局であり、内容も本校のことが記載されており、本校の生徒にほぼ間違いないと考えられます。

(1) 学校として、すぐにどのような対応をしますか、3点教えてください。

(2) その後、当日中に学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容

(3) 翌日以降、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目

演習 「自殺予告」の実践例（Z校の場合）

昼前、校長宛に手書きの手紙が届きました。校長が開封したところ、「今の学級が大嫌いです。死んだほうがましです。前の学級に戻してくれないなら、近いうちに自殺します」と自殺予告の内容等が記されていました。

校長は、すぐに教頭・生徒指導主任と全学年主任に、手紙を見せました。

手紙の消印は本市の郵便局であり、内容も本校のことが記載されており、本校の生徒にほぼ間違いないと考えられます。

(1) 学校として、すぐにどのような対応をしますか、3点答えてください。

	欠席者を含め全校児童生徒の安否確認を行う。
	今後の対応について、関係者で協議する。
	教育委員会に速報し、支援を要請する。(教育委員会と連携のもと、警察に相談する。)

(2) その後、当日中に学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容
緊急職員会議	初動段階では、内容が漏れないように守秘義務を徹底した上で、教職員に手紙の概要を伝える。 今後の児童生徒や保護者対応について、共通理解を図る。 児童生徒や保護者へ伝える内容を共通確認する。
投函の可能性のある児童生徒等への対応	投函した児童生徒の特定が目的でなく、自殺防止が目的であることを共通理解した上で、学年別に以下の対応を行う。 ・筆跡について詳細に調べる。 字体に特徴がないか調べ、同じような文字を書く者を選び出す。 ・最近気になっている児童生徒について確認し、選び出す。 ・これまで保護者から、児童生徒の自殺や悩み等、気になる情報がなかったか確認する。 校長は全校の状況を確認する。
児童生徒・保護者対応	P T A会長（副会長）に連絡する。 全校集会等で児童生徒に事実を説明し、心配していることなどの思いを伝える。 電話や文書で保護者への事実の説明と安全確認を要請する。 自殺予告日が間近に迫っている場合には、全保護者に電話連絡するとともに、連絡が取れない保護者や気になる子どもがいる家庭には家庭訪問を実施

(3) 翌日以降、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目
毎日、朝の会で、全児童生徒の安否確認と気になる児童生徒の見守り
全校で悩みアンケートや個人面談等の実施
スクールカウンセラーや、警察など関係機関との連携

演習⑦ 交通重大事故（40分）

ねらい

- ① 交通事故は、いつ発生するかわかりません。緊急の事態に即応できるように、事故発生時の初動対応について理解し、教職員の危機対応力を高めましょう。
- ② 事故にあった子ども・保護者の立場に立った対応が求められることを理解しましょう。
- ③ 情報入手後、直ちに全校児童生徒のケアの計画立案や保護者への対応を行うことが必要であり、学校な組織的に動きが重要であることを確認しましょう。

1 展開

(1) 導入

- 交通事故は、ある日、突然発生します。演習を通して、突発的な危機への的確な対応について取組を考えましょう。

(2) 展開

- 交通事故の対応として、以下の点が必要であることを確認しましょう。
 - ・教職員の緊急招集と役割分担
 - ・現場確認（複数教職員を派遣）
 - ・被害児童生徒保護者への連絡
 - ・最新情報の継続的入手
 - ・PTA、教育委員会等との連携
 - ・目撃児童生徒、友人等のケア

(3) 振り返り

- 交通事故の対応では、直ちに管理職に報告して組織で対応するとともに、死亡や重体事案の場合には、保護者に寄り添い、緊密に連携しながら対応することが大切であることを確認しましょう。

2 留意点

- (1) 校長不在時の指示は教頭が対応しますが、校長・教頭不在時を想定しておくことも大切です。
- (2) 被害児童生徒の保護者に連絡する場合は、未確認情報の場合は「誤った情報かもしれませんので」など配慮した伝え方が必要です。
- (3) 保護者の病院までの移動方法を確認するとともに、状況に応じて病院に連れて行くなどの配慮が必要です。
- (4) 下校時の事故は、学校の管理下であり、校長としての責任を自覚した言動をとることが重要です。
- (5) 報道には窓口を一本化（教頭）して対

応します。その際、警察の報道発表を確認するなどして、問い合わせに応じる場合は、学校から個人情報伝わることをないように留意しましょう。

また、全教職員で、あらかじめ出せる情報について確認しておきましょう。

- (6) 重体等の場合は、家族、友人、事故の目撃児童生徒等の対応を第一に考えるとともに、学校全体で、組織的なケア体制をとりましょう。また、管理職や関係教員による保護者への継続的な寄り添いも必要です。

3 参考

- (1) 近年、本県では、中高校生の交通事故のうち、6割程度が自転車での事故であるため、学校における自転車の安全運転指導を徹底することが重要です。

さらに、自転車に乗った児童生徒が、歩行者に衝突するなどの重大な加害事案も発生しており、保護者に、自転車保険について加入を促すことも必要です。

- (2) 児童生徒が自転車で加害事故を起こした場合には、学校として、以下の点大切です。
 - ・児童生徒、保護者とともに、すぐに被害者を訪問し、謝罪する。
 - ・事故状況を十分に把握し、記録する。

死亡事故の場合は、本人への追悼、遺族への対応を第一に考え対応します。

具体的には、全校生徒と保護者への伝え方、クラスでの喪の在り方、生徒の葬儀への参列や献花等について検討することが必要です。

演習 「交通重大事故」

放課後 17 時頃、職員室にいたあなたは、市民の方から「 学校の子どもが 1 丁目の交差点で交通事故に遭い、救急車で病院に搬送されるのを見た」との電話連絡を受けました。
「子どもは大変危険な状態にあるようだった」との話もされました。
職員室には数名の教員しかいません。どのように対応しますか。

(1) あなたはまずどのように対応をしますか、2 点答えてください。

(2) その後、学校としてすぐにどのような対応しますか。

対応項目	具体的対応

(3) 初動対応後、取り組むべき対応項目を答えてください。

対応項目

演習⑦「交通重大事故」の実践例(X校の場合)

放課後17時頃、職員室にいたあなたは、市民の方から「〇〇学校の子どもが〇〇1丁目の交差点で交通事故に遭い、救急車で病院に搬送されるのを見た」との電話連絡を受けました。

「子どもは大変危険な状態にあるようだった」との話もされました。職員室には数名の教員しかいません。どのように対応しますか。

(1) あなたはまずどのように対応をしますか、2点答えてください。

①	職員室にいる教職員に知らせるとともに、直ちに校長に報告する。
②	手分けして校内にいる教職員を職員室に緊急招集する。 (校内放送を利用する場合は、緊急用の放送コメントで招集)

(2) その後、学校としてすぐにどのような対応しますか。

対応項目	具体的対応
情報入手	<input type="radio"/> 消防署・所轄警察署から情報を入手する。 <input type="radio"/> 生徒指導主任や学年主任等が、現場と病院に分かれて、複数で急行し、容体等についての情報を入手する。
保護者への連絡	<input type="radio"/> 担任は、被害児童生徒の保護者に連絡する。 ※以降、保護者と緊密に連絡を取りながら対応する
教育委員会への連絡	<input type="radio"/> 教育委員会へ報告する。
緊急職員会議	<input type="radio"/> 情報の共有を図る。 <input type="radio"/> 今後の対応について、共通理解を図る。
情報収集	<input type="radio"/> 一緒に下校していた友人や事故を目撃者した児童生徒の情報を収集する。
被害児童生徒・保護者への対応	<input type="radio"/> 校長は、直ちに病院に出向き保護者等に面会し、必要に応じて謝罪を行うとともに被害児童生徒と保護者に寄り添う。
連携	<input type="radio"/> 教育委員会と連携して対応する。

(3) 初動対応後、取り組むべき対応項目を答えてください。

対応項目
一緒に下校していた友人や仲のよい友人、目撃者等のハイリスク児童生徒の確認
養護教諭や教育相談担当によるハイリスク児童生徒を中心とした児童生徒のケア対策の協議 (スクールカウンセラー等との連携)
P T A 会長・副会長等に連絡
全校児童生徒や保護者等への連絡内容の協議 ※連絡内容について被害児童生徒の保護者の承諾が必要
死亡事案では、緊急保護者会開催の対応を協議
報道への対応の準備

「学校における危機管理マニュアルの作成指針」を参照

演習 不審者の侵入（40分）

ねらい

校内で不審者を発見した場合の対応について、演習を通して理解し、教職員の危機対応力を高めましょう。
 不審者へは、複数の教職員で対応すると同時に、警察とも連携しましょう。
 緊急時の危機管理体制について、日頃から教職員間で共通理解を図り、役割分担を明確にしておきましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

不審者が校内に侵入してきた場合には、児童生徒や教職員の安全確保を第一に考えた初動対応が重要であることを意識して、取り組みを考えましょう。

(2) 展開

不審者に対しては、複数体制で間合いを取りながら、落ち着いた対応をしましょう。

不審者への対応として、以下の点が重要であることを確認しましょう。

- ・用件の確認
- ・退去の勧告
- ・児童生徒の安全確保
- ・不審者の隔離
- ・警察への通報
- ・負傷者への対応

(3) 振り返り

校内で不審者を発見した場合の初動対応や、未然防止・再発防止に向けた取組等について確認しましょう。

防犯器具には、刺股の他、モップ等の掃除道具、消火器、机、椅子など、近くにある物を活用しましょう。

(4) 状況によっては、保護者同伴の下校体制をとることも必要となります。保護者等への緊急情報メール配信システムを活用しましょう。

(5) 未然防止・再発防止に向けた取組については、以下を参考にしましょう。

来校者のチェック

- ・来校者には、受付で来校者名簿に必要事項を必ず記入してもらい、名札等を着用して校舎内に入ってもらおう。

校内巡視の励行

- ・必要に応じ、校内巡視を行う。
- 防犯教室や避難訓練の実施
- ・防犯ブザーの活用法や不審者対応等の防犯教室を実施する。
- ・不審者侵入時に備えた避難訓練等を実施する。

関係機関・地域等との連携

- ・不審者等の情報が入った場合は、警察や教育委員会、スクールガード等に連絡し、地域ぐるみで未然防止に努める。

2 留意点

(1) 受付をせず校内に入ってきたり、玄関以外から入ってきたりした者には、落ち着いて声をかけ、危険と判断した場合は、退去を求めましょう。

その際、複数の教職員で対応するようにしましょう。

(2) 退去に応じない場合は、応接室などに案内し、丁寧かつ冷静に対応して相手の気持ちを落ち着かせるとともに、警察へも通報しましょう。

(3) 不審者が凶器を持っている場合は、即時警察に通報するとともに、安全に十分気をつけた上で、防犯器具を活用して、複数の教職員で間合いを取り、取り囲むなどして移動を阻止しましょう。

3 参考

刺股等防犯器具使用の留意点

- ・刺股等防犯器具の不審者への使用は、制圧が目的ではなく、警察が到着するまで時間を引き延ばすことが目的です。
- ・刺股等の防犯器具の活用については、十分な技能習得が必要となるので、研修を通して、使い方を学びましょう。
- ・基本的な隊形や技術については、「学校における危機管理マニュアルの作成指針」の資料7を参考にしましょう。

演習 「不審者の侵入」

あなたは授業に行くため、職員室を出て1階の廊下を歩いていたところ、前方から男がひとりでこちらに向かって歩いてきました。男は、何も手にしていませんが、土足のまま廊下を歩いていました。

あなたに気付くと向きを変え、急ぎ足で2階へ上がって行きました。

(1) あなたはまずどのような対応をしますか、2点教えてください。

(2) その後、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容

(3) 不審者が逃走した場合、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目

演習 「不審者の侵入」の実践例（Y校の場合）

あなたは授業に行くため、職員室を出て1階の廊下を歩いていたら、前方から男がひとりでこちらに向かって歩いてきました。男は、何も手にしていませんが、土足のまま廊下を歩いていました。

あなたに気付くと向きを変え、急ぎ足で2階へ上がって行きました。

（1）あなたはまずどのような対応をしますか、2点教えてください。

	男を追いかけ、間合いを取り声をかける。 「こんにちは。何かご用ですか。」「すみませんが受付までお願いします。」
	できる限り早く、近くの教職員に不審者の侵入を伝える。

（2）その後、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具 体 的 内 容
不審者への対応	複数体制で移動を阻止すると同時に、警察に通報する。 指示に従う場合は、別室に隔離する。 状況に応じて、刺股等で防御するとともに、隔離する。
児童生徒の安全確保	緊急用コメントの放送により、全体へ避難等の指示を出す。 担任等が安全な場所へ児童生徒を避難させる。
負傷者への対応	負傷者が出た場合には、応急手当を行う。 状況に応じて、救急車を手配する。
教育委員会への報告	教育委員会に状況を報告する。

（3）不審者が逃走した場合、学校としてどのような対応をしますか。

対 応 項 目
保護者への緊急連絡
警察やスクールガード等と連携した、登下校時のパトロールや見守り体制の強化
保護者同伴の登下校の実施
必要に応じて児童生徒の心のケアの実施（スクールカウンセラー等との連携）

演習 爆破予告の脅迫電話（40分）

ね
ら
い

嫌がらせやいたずらの可能性が十分に考えられる場合であっても、最悪の事態を想定し、人命を最優先にして取り組みましょう。

教育委員会や警察等の関係機関と連携した迅速・的確な対応が必要であることを確認しましょう。

学校危機の発生後は、管理職を中心に、全教職員が協働して対応に当たりましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

ある日、一本の電話から突然発生する学校危機に対して、児童生徒と教職員の安全確保のために、初動体制の重要性を確認しましょう。

(2) 展開

嫌がらせやいたずらと判断することなく、爆発が起きる可能性があることを想定しましょう。

警察等、関係機関との緊密な連携について考えましょう。

危険物が発見されなかった場合でも以後の安全確保について慎重に考えましょう。

(3) 振り返り

児童生徒と教職員の安全確保を最優先にした学校の安全管理体制について確認しましょう。

2 留意点

(1) 児童生徒とともに教職員も校内点検等することなく、校舎外の安全な場所に退去しましょう。

(2) 教職員は、避難している児童生徒の気持ちを落ち着かせ、冷静に行動するよう指導することが重要です。

(3) 警察が到着したら、その指示に従いましょう。また、警察の捜索等に協力するため、あらかじめ校内配置図を用意しておきましょう。

(4) ショックを受けたり、学校生活に不安

を持つ児童生徒に対しては、スクールカウンセラー等と連携した心のケアを行いましょう。

(5) 避難後、児童生徒を帰宅させる場合は、その後の日程等について連絡する方法などについても確認しておきましょう。

(6) 警察の校地内捜索の結果、爆発物が発見されなかった場合は、次の点に留意することが必要です。

- ・警察と協議し、警察の指示に従うなど、安全を第一に考えた対応をとる。

- ・状況に応じて、運動会の日程等の変更も検討し、翌日以降の児童生徒の安全確保に万全の体制をとる。

- ・不安を訴える児童生徒には、心のケアを行うとともに、保護者にも伝えて、連携して対応する。

- ・犯人が特定されない場合は、当分の間、校内巡視の強化や校舎の施錠等を徹底するとともに、警察にパトロールを依頼するなどして緊密に連携する。

(7) P T A 役員と連携して、必要に応じて緊急保護者会を開催する。

3 参考

(1) 様々な想定に基づいた避難訓練等を通して、日頃から児童生徒の緊急避難が迅速に行われるようにしておくことが大切です。

(2) 緊急時に連絡する警察署や消防署、医療機関、関係諸機関の電話番号や所在地を職員室、保健室、事務室等の見やすい位置に掲示しておくことが必要です。

演習 「爆破予告の脅迫電話」

運動会前日の午前 11 時に電話があり、あなたが電話に出たところ、若い男の声で「明日の運動会を中止させるために、校舎内に爆発物を仕掛けた。このあと 12 時に爆発する。」と告げられました。

あなたは、爆発物を仕掛けた場所などを聞き取ろうとしましたが、相手はそれ以上詳しいことは言わず、すぐに電話は切れました。

(1) あなたはまずどのような対応をしますか、2点教えてください。

(2) その後、すぐに、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容

(3) 危険物が発見されなかった場合、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目

演習 「爆破予告の脅迫電話」の実践例（Z校の場合）

運動会前日の午前11時に電話があり、あなたが電話に出たところ、若い男の声で「明日の運動会を中止させるために、校舎内に爆発物を仕掛けた。このあと12時に爆発する。」と告げられました。

あなたは、爆発物を仕掛けた場所などを聞き取ろうとしましたが、相手はそれ以上詳しいことは言わず、すぐに電話は切れました。

(1) あなたはまずどのような対応をしますか、2点教えてください。

	管理職に電話の内容を伝える。
	電話をしてきた相手の特徴（性別、年齢、声、電話の背後に聞こえる声等）や発信番号等をメモする。

(2) その後、すぐに、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容
関係機関への連絡	警察に通報する。 教育委員会に連絡する。
教職員の緊急招集	教職員を緊急招集して、事案の内容や今後の対応について共通理解を図る。
児童生徒等の緊急避難	児童生徒を動揺させないように留意しながら、グラウンド等の安全な場所に避難誘導する。 校舎内に、児童生徒が残っていないか確認するために、避難後、直ちに点呼を行う。 全教職員の安全確認を行う。 児童生徒に事情を説明する。
警察との連携	警察の到着後、警察の指示に従う。

(3) 危険物が発見されなかった場合、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目
教育委員会と連携した、状況に応じた児童生徒の速やかな下校
家庭への電話等による事案概要等の連絡
警察への学校周辺の巡回警備の要請
校舎や校地出入り口の施錠確認の徹底
心に不安がある児童生徒へのスクールカウンセラー等と連携した心のケア
翌朝など、警察と連携した不審物の校内点検

演習 部活動中の事故

ねらい

部活動中に発生した熱中症を題材とした演習を通して、傷病発生時の初動対応、その後の組織対応、保護者との連携等について考え、教職員の危機対応力を高めましょう。

熱中症は、環境・運動内容・体調等の要因が関連して発生するため、諸要因を考慮した指導が必要であることや、回復後も容態が急変することがあるため、経過観察や家庭への連絡が必要なことを確認しましょう。

熱中症の中でも、熱射病は緊急な対応を要する重症であるため、適切な応急手当と、救急車による病院への搬送が必要であり、緊急時の対応について、全教職員が協働して対応にあたる必要があることを学びましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

熱中症とは、熱環境によって生じる障害の総称です。重症である熱射病を起こすと、高体温から多臓器不全を併発し、死亡に至る場合もあります。また、軽症である熱けいれんや、熱疲労においても、適切な対応がなされなければ、重篤化する場合があります。応急措置等を正しく理解し、学校管理下での熱中症事故を予防しましょう。

(2) 展開

傷病発生時には、素速い対応が求められることを念頭に異状発生直後の対応を考えましょう。

軽症で経過観察をする事例と、重症で救急搬送が必要な場合に分けて、対応を考えましょう。

(3) 振り返り

熱中症の対応では、以下のことが大切であること確認しましょう。

- ・体温上昇や意識障害等の熱射病の兆候や、回復の遅れがあれば、躊躇せず救急車を要請すること
- ・管理職に報告し、組織で対応するとともに、保護者との連携にも努めること
- ・訓練の場における実践的な検証も必要であることを確認しましょう。

2 留意点

- (1) 緊急対応の可能性もあるため、管理職へすぐに報告するとともに、職員へ応援を要請し、組織で対応しましょう
- (2) 養護教諭による手当が望ましいですが、熱中症の症状や応急措置は教職員全員が理解しておく必要があります。
- (3) 応答が鈍い、言動がおかしいなど少しでも意識障害がある場合には、重症の熱射病を疑って対処する必要があります。
- (4) 熱射病の疑いがある場合、積極的に体

を冷やします。氷やアイスパックがあれば、頸部、脇の下、足の付け根などの大きな血管を冷やすのも効果的です。

- (5) 熱けいれんや熱疲労が見られる場合は、食塩水やスポーツドリンク等で水分等を補給します。
- (6) 応急措置で回復がみられるなど、軽症の際も、急変の可能性を考慮し、保護者に経過を説明し、迎えを依頼するとともに、できるだけ病院等へ受診してもらうようにしましょう。

3 参考

- (1) 熱中症事故防止として以下のような対策を徹底することが大切です。
 - ・休憩場所としてテント等を設置する。
 - ・こまめに水分や塩分を補給する。
 - ・軽装と屋外での帽子着用に留意する。
 - ・個人差や体調により、暑さへの耐性が違うことを踏まえ、健康観察を行う。
- (2) AEDの設置場所と基本的な使い方を全教職員で共通理解しておきましょう。
- (3) 判例によると、「教員には、学校での教育活動と、これに密接に関連する校内外での生活の安全確保に配慮することや、事故発生時に被害拡大等を阻止する安全配慮義務がある」とされています。このため、部活動実施の際には、顧問の監督が必要です。

<参考文献>

熱中症を予防しよう-知って防ごう熱中症-
(文部科学省・日本スポーツ振興センター)

平成15年6月30日発行

<参考文献>

～けがや病気の応急手当～
総務省消防庁Web頁「応急処置マニュアル」
<http://www.fdma.go.jp/html/life/#manual>

演習 「部活動中の事故」

前日からの雨も午前中に上がり、晴れ間の見えた1学期期末テスト最終日、あなたが顧問を務める陸上部は10日ぶりに練習を行いました。

基礎練習として10分間のランニングと150mの快調走3本、50mのダッシュ5本を終えたところで、1年生のAさんが気分が悪いと申し出ました。症状を確認したところ、言動ははっきりしていますが、全身の脱力感とめまいを訴えています。

(1) あなたはまずどのような対応をしますか、2点教えてください。

【症状A】 駆けつけた養護教諭とともに、日陰で休ませながら水分補給等を行ったところ、Aさんは回復しました。Aさんは練習への復帰を希望しましたが、無理をさせず、見学とし、その日の練習は少し早めに切り上げました。

(2 A) その後、当日中にあなたはどのような対応をしますか2点あげてください。

対応項目	具体的内容

【症状B】 駆けつけた養護教諭とともに、日陰で休ませながら水分補給等を行いました。脱力感やめまいは回復せず、さらに、Aさんの言動に不自然な点が見られるようになってきたため、救急車を要請することとなりました。

(2 B) 救急車の要請後、学校としてどのように対応をしますか。

対応項目

「学校における危機管理マニュアルの作成指針」を参照

演習 「部活動中の事故」の実践例（X校の場合）

前日からの雨も午前中に上がり、晴れ間の見えた1学期期末テスト最終日、あなたが顧問を務める陸上部は10日ぶりに練習を行いました。

基礎練習として10分間のランニングと150mの快調走3本、50mのダッシュ5本を終えたところで、1年生のAさんが気分が悪いと申し出ました。症状を確認したところ、言動ははっきりしていますが、全身の脱力感とめまいを訴えています。

(1) あなたはまずどのような対応をしますか、2点教えてください。

	Aさんを涼しい場所に運び、衣服を緩めて寝かせる。 容態に併せ、水分補給や体を冷やすなどの必要な応急処置を施す。
	職員室へ養護教諭等の応援を要請するとともに、管理職等へ事故の報告する。

【症状A】駆けつけた養護教諭とともに、日陰で休ませながら水分補給等を行ったところ、Aさんは回復しました。Aさんは練習への復帰を希望しましたが、無理をさせず、見学とし、その日の練習は少し早めに切り上げました。

(2 A)その後、当日中にあなたはどのような対応をしますか2点あげてください。

対応項目	具体的内容
保護者への連絡と受診の勧め	保護者に、熱中症は回復後も急変の可能性があることを伝え、迎えを依頼するとともに、必要に応じ受診することを勧める。
管理職等へ対応の報告	生徒の容態の変化とその後の対応、保護者への連絡等について報告する。

【症状B】駆けつけた養護教諭とともに、日陰で休ませながら水分補給等を行いました。脱力感やめまいは回復せず、さらに、Aさんの言動に不自然な点が見られるようになってきたため、救急車を要請することとなりました。

(2 B)救急車の要請後、学校としてどのように対応をしますか。

対応項目
救急車が到着するまで、養護教諭等が体を冷やすなどの応急処置を継続
担任等が現状と今後の対応について保護者へ連絡
顧問等が救急車に同乗し状況説明
管理職が搬送先に急行し、保護者へ説明と謝罪等を行う
副顧問等で残っている部員のケアを実施

「学校における危機管理マニュアルの作成指針」を参照

演習 風水害・土砂災害への対応

ねらい

台風の影響による集中豪雨を題材とした演習を通して、風水害・土砂災害の危険性が高まった時の児童生徒の安全確保について考え、教職員の危機対応力を高めましょう。

情報収集に基づく判断により、下校措置等の対応を取り、児童生徒の安全を確保する際の留意点について確認しましょう。

危険箇所の把握や防災教育の充実、携帯メールを活用した緊急連絡システム等の構築など、事前の対応策が大切であることを確認しましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

本県には土砂災害の危険箇所が多く、梅雨前線の停滞に伴う大規模災害や台風等による風水害も過去に発生しています。風水害・土砂災害への対応について、十分に検討しておきましょう。

(2) 展開

風水害・土砂災害は情報の収集により減災することが可能です。「山口県土木防災情報システム」を活用した正確な情報の入手方法について確認しましょう。

対応を協議する際には、対応マニュアルを整備しておくことで、迅速な対応が可能となることを確認しましょう。

児童生徒を下校させる場合、気象状況や通学路の状況、児童生徒の帰宅後の安全を考慮した上で、下校のタイミングを判断します。早めの下校を心がけますが、危険な状況下での下校は絶対にさせず、必要に応じ、保護者に迎えを依頼することや留守家庭においては、学校で保護することなどの配慮が必要であることを確認しましょう。

(3) 振り返り

風水害・土砂災害の対応では、以下の点が必要であることを確認しましょう。

- ・ 正確な気象情報を入手すること
- ・ 緊急協議で迅速な対応を図ること
- ・ 下校措置等で安全を確保すること
- ・ 事前に必要な備えをしておくこと

2 留意点

- (1) 「山口県防災情報メール」や市町防災メール等へ登録するなど、情報を早く入手する体制を整えることが大切です。
- (2) 「土砂災害警戒情報」や「記録的短時間大雨情報」が発令され、安全な下校が困難と判断される場合は学校待機とし、状況により、安全な階に避難します。
- (3) 「台風接近」や「暴風警報」・「竜巻注意情報」の発令時は下校の措置をとり、小・中学校では教職員が危険箇所での指導等を行います。また、安全な下校が困

難と判断される場合は学校待機とし、天候により、保護者に連絡し、迎えを依頼します。

- (4) 各市町作成の「ハザードマップ」や県が示している「土砂災害危険箇所」、地域の過去の災害被害等を確認し、「安全マップ」の充実を図ることが大切です。
- (5) 「安全マップ」を児童生徒・保護者に周知するとともに、「学校安全計画」に基づき、KYT学習等を活用した防災教育を実施することで、児童生徒の危険予測・回避能力を高め、通学路での安全を確保することが大切です。
- (6) 児童生徒の在宅時や、登校時間帯、休業日など、どのような状況においても、迅速に情報を伝えることができるよう、学級別・地区別・部活動別など、各種の連絡網を保護者の同意を得て作成し、周知しておくことが必要です。また、携帯メールを活用した連絡システムは、多くの保護者や児童生徒へ瞬時に情報を伝えることができるため、緊急時の対応では大変有効です。

3 参考

- (1) 天候の急変により、登校時間帯に危険な状況が予測される場合、安全を第1に考えた迅速な判断により、自宅待機や休校の措置を決定し、保護者や児童生徒に周知することが大切です。また、登校直前に天候が急変するなど、児童生徒や保護者が危険と判断した場合には自宅で待機し、学校に連絡して、天候回復後、安全に留意して登校することなどを周知しておきましょう。
- (2) 休校や下校の判断をする際は、教育委員会や同一校区内の小・中学校間での情報連携に努めましょう。
- (3) 災害発生時は、児童生徒の安否確認が急務です。さらに、家族・住居の被災状況等についても早急に確認し、教育委員会との連携により、適切なケア対策を講じることが必要です。

演習⑪「風水害」

梅雨前線の停滞で数日前から断続的に雨が降り続いていましたが、九州南部に接近した台風の影響で、正午をすぎて急速に雨足が強まりました。そのような中、午後1時に県内全市町に対して大雨・洪水警報が発表され、併せて隣接するB市に「土砂災害警戒情報※1」が発表されました。

(1) 学校が即時に取るべき対応を確認しましょう

①	
②	

「山口県土木防災情報システム※2」等の確認で、学校付近の「土砂災害降雨危険度※3」はレベル2だが、近隣ではレベル3に達している箇所もあること、台風の接近で、今後、風雨共に強まる見込みであることがわかりました。これらを踏まえ、管理職等で対応を検討した結果、児童生徒を早期に下校させることとなりました。

(2) 児童生徒の下校措置をとる場合の留意点を確認しましょう。

対応項目	具体的内容

(3) 風水害・土砂災害への学校の備えとして、どのような事前の対応策が必要ですか。

具体的な事前の対応策

※1 「土砂災害警戒情報」とは

大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時、市町が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、山口県と下関地方気象台が共同で発表する防災情報

※2 「山口県土木防災情報システム」とは

県内の防災情報を集約して掲載したWebページ（気象庁・砂防課・河川課・港湾課の情報）

※3 「土砂災害降雨危険度」とは

地域の詳細な土砂災害発生危険度を以下に示す4段階で情報提供するもの。

レベル1	今後の雨量に注意	気象や雨量の情報収集の開始
レベル2	避難準備開始の目安	災害時要援護者（幼・特別支援）などは避難開始
レベル3	避難開始の目安	土砂災害が集中的に発生する危険が高まっている
レベル4	土砂災害発生のおそれ	土砂災害が集中的に発生するおそれ

「学校における危機管理マニュアルの作成指針」を参照

演習⑪「風水害」の実践例（Y校の場合）

梅雨前線の停滞で数日前から断続的に雨が降り続いていましたが、九州南部に接近した台風の影響で、正午をすぎて急速に雨が強まりました。そのような中、午後1時に県内全市町に対して大雨・洪水警報が発表され、併せて隣接するB市に「土砂災害警戒情報※1」が発表されました。

(1) 学校が即時に取るべき対応を確認しましょう

①	山口県土木防災情報システム等による正確な気象情報の入手
②	管理職等の緊急協議による対応の検討

「山口県土木防災情報システム※2」等の確認で、学校付近の「土砂災害降雨危険度※3」はレベル2だが、近隣ではレベル3に達している箇所もあること、台風の接近で、今後、風雨共に強まる見込みであることがわかりました。これらを踏まえ、管理職等で対応を検討した結果、児童生徒を早期に下校させることとなりました。

(2) 児童生徒の下校措置をとる場合の留意点を確認しましょう。

対応項目	具体的内容
通学路の安全確認	○教職員により通学路等の安全を確認する。
安全指導	○予測される危険と身を守る方法について注意喚起する。
保護者への連絡	○下校措置について、緊急連絡網やメール等で連絡する。 ○翌日の日程等について保護者へ文書等で周知する。
帰宅確認	○必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。

(3) 風水害・土砂災害への学校の備えとして、どのような事前の対応策が必要ですか。

具体的な事前の対応策
ハザードマップや危険箇所の調査等による安全マップの充実と児童生徒・保護者への周知
市町防災メール等の活用による情報の早期入手体制の構築
学校安全計画に基づく防災教育の実施による児童生徒の危険予測・回避能力の育成
携帯メールを活用した緊急連絡システムや学校Webページの緊急通信欄等の整備

※1 「土砂災害警戒情報」とは

大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時、市町が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、山口県と下関地方気象台が共同で発表する防災情報

※2 「山口県土木防災情報システム」とは

県内の防災情報を集約して掲載したWeb頁（気象庁・砂防課・河川課・港湾課の情報）

※3 「土砂災害降雨危険度」とは

地域の詳細な土砂災害発生危険度を以下に示す4段階で情報提供するもの。

レベル1	今後の雨量に注意	気象や雨量の情報収集の開始
レベル2	避難準備開始の目安	災害時要援護者（幼・特別支援）などは避難開始
レベル3	避難開始の目安	土砂災害が集中的に発生する危険が高まっている
レベル4	土砂災害発生のおそれ	土砂災害が集中的に発生するおそれ

「学校における危機管理マニュアルの作成指針」を参照

演習 地震対応

ね
ら
い

授業中に発生した大規模な地震を題材とした演習を通して、地震発生直後の安全確保や避難行動、避難後の安全確認や保護者への連絡・下校等の対応について考え、教職員の危機対応力を高めましょう。

災害発生時には、教職員による明確な指示によって、児童生徒の安全確保に努めることが大切であることを学びましょう。

事案発生直後は、情報が錯綜するため、情報の一元化とともに、トップダウンを基本に全教職員が協働して危機に立ち向かうことが大切であることを確認しましょう。

1 展開上のポイント

(1) 導入

東南海・南海地震の30年以内の発生確率は60%を超えており、発生時には県内においても、震度6弱の揺れが想定されています。また、県内の各地に活断層が確認されていることから、地震発生時の初動対応について確認をしておきましょう。

(2) 展開

「人命尊重」「安全第一」をキーワードに場面毎の対応を考えましょう。

- ・地震発生直後の安全確保
- ・避難指示、避難行動
- ・避難後の安全確認や負傷者の救護
- ・保護者への連絡や下校対応

訓練の場における実践的な検証が必要であることを確認しましょう。

(3) 振り返り

地震への対応では、以下のことが大切であることを確認しましょう。

- ・教職員が明確な指示をすること
- ・児童生徒の安全確保を最優先すること
- ・情報を一元化すること

2 留意点

- (1) 教職員が沉着冷静な行動をとるとともに、児童生徒へ明確な指示や動揺を静める声かけ等を行うことが大切です。
- (2) 揺れが収まったら、負傷者の有無について確認し、避難の際、援助を要する者の避難方法について判断します。
- (3) 土砂災害や津波、火災の発生等、立地状況や予測される災害を考慮し、予め、複数の避難場所を決めておき、状況に応じ児童生徒を安全な場所へ誘導します。
- (4) 緊急放送を確認後、避難経路と避難時の留意点について児童生徒に明確に指示をした後、避難行動を開始します。
- (5) 避難は教職員が先導しますが、隣接した学級と連携して避難し、集団の前後に教職員を配置するようにします。
- (6) 避難後の安全確認では児童生徒の掌握

を第一に考えます。学級担任からの報告は校長等に一元化し、必要に応じ、救急車の手配をするなど、適切に対応します。

- (7) 救急車の手配が不可能な場合も想定されるため、自力で搬送可能な近隣病院の把握をしておくことも必要です。
- (8) 下校の可否は、児童生徒の負傷等の状況や施設設備の被災状況、地域の被害状況等を元に判断します。その際、教育委員会と情報連携することが大切です。
- (9) 津波情報等により、二次避難場所への移動が必要となる場合もあります。二次避難場所への移動方法等については事前に検討しておく必要があります。

3 参考

- (1) 減災のためには、以下のような日常の備えが大切です。
 - 地震対応マニュアルの整備と周知
 - 初期対応の周知と対応訓練の実施
 - 重量物の固定等施設設備の安全点検
 - 災害後の保護者連絡のための環境調査表等、緊急時持出品の準備
- (2) 登下校等、校外での被災に備え、KYTの活用等により、児童生徒の危険回避能力を高めておくことも重要です。
- (3) 休日等に地震が発生した場合も初期対応が迅速におこなえるよう、職員の参集体制を確認しておく必要があります。

地震に伴う津波への対応について

沿岸部及び標高の低い地域では以下の対応等が必要です。

- | | |
|------------------------|---|
| 避難場所として、高台等の安全な場所を予め設定 | 1 |
| 地震発生後の情報入手体制の強化 | 2 |
| 防災教育の充実による危機対応力の強化 | 3 |
- 1 近くに高台がない場合、できるだけ校舎の高い階に避難することも検討しておく。
 - 2 災害時は停電等も想定されるため、ラジオ等を準備するなど、情報入手方法を複数準備しておく。
 - 3 登下校時・休業日等の被害防止のため、地震発生時の基本的な対処法を指導しておく必要がある。

演習⑫ 「地震対応」(Z校の場合)

あなたが教室で3時間目の授業をしていると、突然、大きな揺れを感じました。

(1) 地震発生直後、教室内の児童生徒へどのような指示をしますか。2点教えてください。

①	
②	

揺れが収まったため、負傷者の有無と室内の異変を確認すると、負傷者はいませんが、教卓の花瓶が落下したほか、数枚の窓ガラスにヒビも入っています。しかし、校舎そのものの大きな被害はないようです。このような中、「家庭科室で火災が発生。西階段を避けてグラウンドに避難せよ」との校内放送がありました。

(2) 児童生徒へ避難指示をする際の留意点を2点教えてください。

①	
②	

(3) グラウンドに避難後、学校としてどのような対応をしますか。

(家庭科室の火災は119番通報され、消防の活動により早期に鎮火しました。)

対応項目	具体的内容

安全確認により、擦過傷の軽傷者が2人いましたが、応急手当により治療を終えました。その後、教育委員会からの情報や学校周辺の確認により、市内には甚大な被害がないことが確認されました。しかし、火災が発生したことや、施設設備の安全確認の必要性、今後も余震の可能性があることなどを総合的に判断し、授業は行わず、保護者への児童生徒の引き渡しを行うことになりました。

(4) 保護者へ児童生徒を引き渡す際の留意点を教えてください。

留意点

地震に伴う津波・火災等への対応については「学校における危機管理マニュアルの作成指針」を参照

演習⑫「地震対応」の実践例（Z校の場合）

あなたが教室で3時間目の授業をしていると、突然、大きな揺れを感じました。

(1) 地震発生直後、教室内の児童生徒へどのような指示をしますか。2点教えてください。

①	机の下にもぐり、両手で机の脚を対角線の位置でしっかりつかみ、頭を机の外に出さない。
②	揺れが収まって、許可をするまで立ち歩かない

揺れが収まったため、負傷者の有無と室内の異変を確認すると、負傷者はいませんが、教卓の花瓶が落下したほか、数枚の窓ガラスにヒビも入っています。しかし、校舎そのものの大きな被害はないようです。このような中、「家庭科室で火災が発生。西階段を避けてグラウンドに避難せよ」との校内放送がありました。

(2) 児童生徒へ避難指示をする際の留意点を2点教えてください。

①	教員の誘導で上履きのまま避難する
②	避難中は、押さない・走らない・しゃべらない・戻らない

(3) グラウンドに避難後、学校としてどのような対応をしますか。

(家庭科室の火災は119番通報され、消防の活動により早期に鎮火しました。)

対応項目	具体的内容
人員確認・安全確認 ・救護	○児童生徒の人員確認・安全確認を行い、結果を集約 ○負傷者がいれば、応急処置とともに程度により救急車を要請
情報入手	○津波の危険性や周辺の被害状況、交通状況等の情報を入手 ○二次災害に留意しながら、校舎等施設の被害を確認
対策協議	○児童生徒の下校対応や二次避難場所への移動を協議 ○児童生徒を安全に保護者へ引き渡すための方法を協議

安全確認により、擦過傷の軽傷者が2人いましたが、応急手当により処置を終えました。その後、教育委員会からの情報や学校周辺の確認により、市内には甚大な被害がないことが確認されました。しかし、火災が発生したことや、施設設備の安全確認の必要性、今後も余震の可能性があることなどを総合的に判断し、授業は行わず、保護者へ児童生徒を引き渡すことになりました。

(4) 保護者へ児童生徒を引き渡す際の留意点を教えてください。

留意点
担任から保護者等へ連絡し、児童を保護者へ引き渡す場所を指定し迎えを依頼
保護者と児童生徒の関係を确认后、保護者へ引き渡す。その際、出席簿等に記録を記入
連絡のつかない児童生徒は学校にて保護

地震に伴う津波・火災等への対応については「学校における危機管理マニュアルの作成指針」を参照